

「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」の開催について

警察庁では、交通事故被害者等が、つらい体験や深い悲しみから立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような環境を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的とした「交通事故被害者サポート事業」を実施している（平成28年4月1日、内閣府から警察庁に業務移管）。

本事業では、交通事故で家族を亡くしたこどもの支援について広く情報発信するため、一般の方も聴講が可能な「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」を開催しており、令和5年度は「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの支援」をテーマとし、専門家による講演や対応事例の紹介、交通事故できょうだいを亡くした遺族による体験談の発表等を兵庫県で実施した。同時に、ライブ配信及びオンデマンド配信も実施した。



シンポジウムのチラシ

- ・ 追手門学院大学准教授／横浜思春期問題研究所 櫻井鼓氏による講演
- ・ 栞の会代表 赤田ちづる氏による対応事例の紹介



シンポジウムの開催状況

櫻井氏は、「交通事故できょうだいを亡くしたこどもの心と支援」と題して講演を行った。最初に、交通事故遺族及び被害者を対象とした心理的苦痛や精神健康上の問題等についての調査結果から、「支援につなげる」ことが課題であることを示した。次に、きょうだいを亡くしたこどもの経験に影響を与える要因と、それによるこどもの反応や気持ちについて説明し、きょうだいを亡くしたこどもの支援における課題を示した。そして、架空事例を踏まえ、特にこどもの生活の場である学校現場に焦点をあて、さまざまな視点から解説を行った。きょうだいを亡くしたこどもの支援においては、生活の場や地

域でこどもを支える視点が必要であり、こどもを支える体制を整えることが家族やきょうだいへのケアにつながるのであり、こどものことを考え続け、その時々に応じた選択をすることが大切であり、物理的にも心理的にも支援し続けることが必要であることを示した。

赤田氏は、自身も交通事故で弟を亡くした交通事故遺族である立場から、「成長過程において遺されたきょうだいを経験する困難事例と求められる長期的な支援」と題して対応事例の紹介を行った。最初に、きょうだいを亡くしたきょうだいの会「栞の会」の活動について紹介した。続いて、遺されたきょうだいのグリーフの特徴をあげ、死別は過去のものであってもグリーフは「今、ここ」にあるのだと説明した。また、きょうだいはどの時期に死別するかによって死別後の環境に適應できる範囲が違うことを、対応事例をあげて説明し、栞の会で心掛けていることは、話を聞き、苦しみや悲しみとどう付き合っていくかのヒントをできるだけたくさん持たせることだと説明した。最後に、親がこどもに向き合うことができるよう支援することが、結果的に遺されたきょうだいの支援につながるのだと示した。

- ・交通事故できょうだいを亡くした遺族2名による体験談の発表

- ・質疑応答

コーディネーター：令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会委員、

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上郁美氏

専門家

：令和5年度交通事故被害者サポート事業検討会座長，元同志社大学教授，

現同大学研究開発推進機構嘱託研究員 川本哲郎氏

交通事故できょうだいを亡くした遺族2名が当時の体験談や必要な支援等について発表を行った。その後、井上氏がコーディネーターを務め、意見交換を行った。

西朋子氏 — 昭和62年（当時16歳），兄を交通事故で失う

兄が亡くなったのは、私の16歳の誕生日でした。その年から、私の誕生日は兄の命日となり、30年以上経った今でも誕生日を祝うことが嬉しくありません。脳死の兄の命を誰かの役に立てたいと、県で初めて未成年の臓器移植をしました。母は周りから臓器移植をしたことを罵られ、うつ気味になり、亡くなった兄の部屋で自殺未遂をしました。「紐が切れちゃった」と泣く母の姿は、今でも忘れられません。私は母に、「苦しいだろうけど、私や一番上の兄のために生きてほしい」と伝えました。ただそれ以来、「死んだのが私だったらよかったのに」という思いを20年以上引きずりました。

今、私は、病気のあるこどもとその家族の支援をしています。その中で「きょうだい支援」に出会い、「自分のすべきことはこういうことなのではないか、兄が教えてくれたことはこれなんだ」と自分の中でストーンと落ちてきたことを覚えています。

同じようなきょうだいに伝えたいことは、私たちは私たちの人生があるということです。亡くなったきょうだいと自分とは別の人間で、「あなたの命はあなたのもの」と感じてほしいと思います。でも、亡くなったきょうだいのことは忘れずに一緒に生きていけたらいいと思います。こどもたちの周りには、「亡くなったきょうだいの分までは、頑張れません」ということを伝えたいです。話したい時に聞いてくれる、ただ抱きしめてくれる、それだけでいいのではないかと思います。

大槻奏仁氏 — 平成27年（当時16歳），兄を交通事故で失う

当時兄は17歳、これから大学受験を迎える時期でした。急性硬膜下血種と脳挫傷、びまん性軸索損傷と診断され、3か月の闘病生活の末、亡くなりました。たった数十分、たった一瞬の出来事で、兄は一方的に命を奪われ、これまで幸せに暮らしていた私たち家族の生活の何もかもが壊されてしまいました。兄が闘病中、私には学校行事への参加に対しても「自分だけこんなところにいいのか」という申し訳ない思いが常にありました。兄が亡くなった後は、兄なしでの生活に対する不安と、強烈な違和感がありました。全てにおいて、心のどこかに穴が開いたような気持ちでした。

事故への向き合い方や裁判への向き合い方について、父親と母親との間に意見の相違がありました。そういう時にこどもはどうすればいいのか、アドバイスがあればよかったと思います。とにかく話を聞いてくれたり、裁判での戦い方を教えてくれるような機会があればいいと思います。できる限り、その子がいつでも支援の手を取れるような環境を作ってほしいと思います。

もし加害者になった時は、誠実な対応をお願いしたいと思います。被害者が回復しやすい環境作りもお願いしたいと思います。僕は、被害者参加制度を使って刑事裁判に参加しました。そこでは加害者から、「ただの『事故』なのに、加害者、被告人と言われる自分の方がよっぽど被害者だ」という発言がありました。署名活動をしていた時には、「お金が欲しいのか」と言われたことがありました。そういう心ない言葉を浴びせるような社会であってほしくないと思います。